

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	ガス計画整備課
委託業務名	外管工事士資格試験及び受験講習会に係る支援業務
委託業務場所	大津市晴嵐一丁目8-38 大津市企業局研修センター
概要	外管工事士資格試験及び受験講習会に係る支援業務
契約期間	令和7年9月18日から令和7年11月28日まで
契約年月日	令和7年9月18日
契約金額	4,818,000円
契約の相手方	[所在地] 大阪市中央区平野町4丁目1番2号 [名称] 大阪ガスネットワーク(株) マーケティング推進部
契約相手方の選定理由	<p>本市ガス事業は、上記業者の仕様に準じて施工・品質管理をしているため、受託者はその仕様、技術等に精通していなければならず、本市は受託者に対し、本市が求める仕様を理解させ、講師としての水準を満たすと認められるまで、受託者を教育・指導する必要があることからも、ガス事業に対する一定の知識や技術を有している者が選定要件となる。</p> <p>①上記業者は、本市も含め他ガス事業者を受け入れて長年人材育成をしており、経験豊富な専門スタッフを保有し、多くの実績を持つ。      ②本市がガス事業で使用する材料、工法及び新技術は、概ね上記業者と同様のものを採用している。      ③本市ガス事業での技術継承と工事人の育成を目的に、上記業者と令和5年2月15日付けで、「ガス事業に係る人材育成の協力に関する協定」を締結している。</p> <p>以上のことから、上記業者はガス事業に対する知識や技術を有しているのみならず、本市が求める仕様に精通している唯一の導管事業者であり、講師としての水準を満たしていることは明らかであるため、上記業者を選定する。</p>
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。